

山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

平成19年4月2日

規則第18号

山形県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び7月に開く。ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認めるときは、これを前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年においては、「毎年2月及び7月」とあるのは、「11月」と読み替えるものとする。